

私立幼稚園運営補助金項目等一覧表

補助項目		補助内容	補助単価	対象職種	補助要件・職員配置必要数等	
1	幼稚園教諭配置改善費	4・5歳児25:1の配置を実現するため、公定価格に含まれない人件費加配分を補助する。 ※4歳以上児配置改善加算を取得している場合は対象外。(「チーム保育加配加算」を取得せずに、4・5歳児25:1の配置を実現している場合は、公定価格の「4歳以上児配置改善加算」の対象となっているため。)	2,700円×月初児童数(4・5歳児)×月数  (※月初児童数は、「通常利用児童」「管外受託児童」「緊急一時保育児童」の合計人数とする。)	幼稚園教諭	4・5歳児の配置基準:【30:1】⇒【25:1】 【計算例の前提条件】 ○利用定員(1号:120人) ○利用児童数(3歳児:30人 4歳児以上:90人) ○公定価格の3歳児配置改善(20:1⇒15:1)を適用した場合 【計算例】 ○「幼稚園教諭配置改善費」を適用しない場合 3歳児:30/15=2人 4・5歳児:90/30=3人 計5人必要 ○「幼稚園教諭配置改善費」を適用する場合 3歳児:30/15=2人 4・5歳児:90/25=3.6人 計5.6人⇒6人必要	
2	要配慮児度対応補助費	集団保育を行う上で、特別支援の対象までには至らないものの配慮を要する子ども(要配慮児童)が5人以上在籍しており、対象子どもへの対応のために施設に有資格者1人を加配している場合に補助する。	対象職員1人当たり 月額213,000円 (12ヵ月在籍の場合年額2,556,000円)	保育士 幼稚園教諭 看護師 准看護師 保健師 介護士 心理士	【要配慮児童について】 ○特別支援の対象までには至らないが、集団保育をする上で配慮を要する児童で、①～④に掲げる児童 ①乳幼児健診で発達面でのフォローを受けている児童 ②児童発達支援センターもしくは児童発達支援事業所を利用している児童 ③慢性的な疾患等を有しており、定期的に病院に通院している児童 ④その他、児童虐待等の理由により、配慮が必要であると施設長が認める子どもについても、対象児童として、計上することができる。 ○施設からの申請に基づき、本市で対象子ども数を確認	
3	障害児保育対策費	①特別支援加配補助費	特別支援加配対象子どもの保育のための加配分(2:1)を補助	対象子ども1人だけの場合(注1) 月額32,650円(注2) (対象児童が12ヵ月在籍の場合年額391,800円)	幼稚園教諭	対象子ども1人当たり0.5人の幼稚園教諭の加配を要する。  (注1)2人以上の場合は大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金と堺市認定こども園・保育所運営補助金の特別支援加配補助費が同額となるため対象とならない (注2)1人だけの場合は大阪府より堺市の方が補助額が高いため、その差額分を補助する  ※配置予定のある施設は、幼保政策課までご連絡ください。
		②重複加算費	①の該当児のうち、中度以上の障害重複など、より密度の濃い配慮(1:1)の加配が必要な場合、加配保育士人件費を追加補助	対象児童1人当たり 月額65,300円 (対象児童が12ヵ月在籍の場合年額783,600円)	幼稚園教諭	①と合わせて、対象児童1人当たり1人の幼稚園教諭の加配を要する。  ※配置予定のある施設は、幼保政策課までご連絡ください。
		③医療的ケア加算費	①の該当児のうち、保育時間中に実際の医療的ケアが必要な児童について、加配職員等の人件費を追加補助	対象児童1人当たり 月額65,300円 (対象児童が12ヵ月在籍の場合年額783,600円)	幼稚園教諭 (別途看護師等の在籍要) 看護師	・①と合わせて、対象児童1人当たり1人の幼稚園教諭の加配を要する。 ・医療的ケア必要児童の在籍の外、看護師及び准看護師の在籍が必要  ※配置予定のある施設は、幼保政策課までご連絡ください。